

三次市規則第 3 4 号

三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 8 日

三次市長 福 岡 誠 志



三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁  
償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する  
条例施行規則（令和 2 年三次市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

教務事務補助員	時間給 1, 2 6 0 円
---------	----------------

」を

「

教務事務補助員	時間給 1, 2 7 0 円
---------	----------------

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，公布の日から施行し，令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

（三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する

る条例施行規則の一部改正に係る報酬の内払)

- 2 この規則による改正後の三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の三次市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。